昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年十二月十五日発行　SSKP　通巻第7795号

SSKP 脊損ニュース 12月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲ＡＢホテル 深谷

〒３６６－０８２４
埼玉県深谷市西島町２－１１－３
ＴＥＬ ０４８－５７３－１００５
ＦＡＸ ０４８－５７３－１０２０

https://www.ab-hotel.jp/fukaya

ユニバーサルルーム　１室
ツインルーム仕様

１泊朝食サービス付
約　￥１０，０００　前後
曜日によって費用が変わる。
必ず事前予約を取ること

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　編集部）

〈12 月 号 目 次〉

公開講演Ⅲ　障害者総合支援法
報酬改定について　……　3
厚労省　障害福祉課長　竹内尚也氏
地区からの発信　……　6
連載　世界は開いているから仕方がない
村山哲也　……　9
連載　火傷の経過報告
渋谷真子　……　10
熊本県支部　松川氏からの提案　……　12
トピックス　……　13
減災《減災意識をたかめる》　……　14
万華鏡31・災害支援金のお願い　……　18
組織部報告・編集後記　……　19

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーベッドマット

汗をかいてもムレずに寝心地抜群！

◆ 高い吸汗性と通気性で寝心地は常にさらさら！
◆ 安眠布団としても最適！

※ ベッドマット専用のシーツ（別売り）もございます。
※『労働災害補償保険』対象商品です。
詳しくはお問い合わせください。

シングル
74,800円（税込）

【側地】表面：綿35％・ポリエステル65％（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100％
【中綿】シリコンファイバー100％ 【サイズ】長×幅×厚(cm)：210×90×10

ソフタッチユーホーアームチェアパッド

高い保温性と通気性で冷えず・ムレず！

◆ 座面だけでなく、背中、ひじ、ひざの裏までクッションがカバーするので安定感も抜群！

※ アームチェアパッド専用のシーツ（別売り）もございます。

31,900円（税込）

【側地】表面：綿35％・ポリエステル65％（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100％
【中綿】シリコンファイバー100％ 【サイズ】長×座面幅×背幅×厚(cm)：100×50×45×8

車椅子パッド
¥15,400（税込）

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長

- NASAでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**
6箱セット以上のご注文の場合は、送料無料でお得!!
更にお得 6箱セット▶5%OFF! 12箱セット▶15%OFF!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ 03-3377-2361
日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp MAIL jhc@jhckk.co.jp FAX 03-3377-2214 営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

●公開講演Ⅲ

障害者総合支援法 報酬改定について

講師　厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課長　竹内　尚也　氏

その２

文責　編集部

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

①重度障害者支援加算の対象者の拡充ということで、障害支援区分４以上の強度行動障害を有する者を重度障害者支援加算の対象者に加えるということ。

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

①重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分４以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位／日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分６かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）
【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位／日 ※区分４以上の強度行動障害を有する者

②医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算　120単位／日

③強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算　400単位／日

④基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）
【現　行】区分６:1,104単位／日、区分５：988単位／日、区分４：906単位／日、区分３：721単位／日
【見直し後】区分６:1,105単位／日、区分５：989単位／日、区分４：907単位／日、区分３：650単位／日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。

⑤夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、
・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1
夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置
夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置
【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置
【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

➡（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1　夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し
（例）利用者が５人の場合　【現行】（区分に関わらず）269単位／日 ⇒ 【見直し後】区分４以上：269単位／日　区分３：224単位／日　区分２以下：179単位／日
※2【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）
（例）利用者が15人以下の場合　夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位／日　夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位／日　夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位／日

※重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

②医療的ケアが必要な者に対する評価ということで、グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設しています。

③強度行動障害を有する者の受入促進(体験利用の評価)ということで、地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修または行動援護従事者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

④基本報酬の見直しですが、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直しを行っております。

⑤夜間支援等体制加算の見直しです。入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設しました。また、重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続することとしております。

自立生活援助の整備の促進

自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行っております。

人員基準の緩和です。「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認めております。

支給決定に係わる運用の見直しです。標準利用期間（１年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則１回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認めております。

報酬の見直し（主なもの）としまして、

自立生活援助の整備の促進

○ 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

○ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

○ 標準利用期間（１年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則１回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● **自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充** 同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】
障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから１年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から１年以内の者

（参考）基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位／月	1,090単位／月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位／月	817単位／月

● **同行支援加算の見直し** 業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算
（同行支援の回数にかかわらず）500単位／月

→

【見直し後】同行支援加算
（月２回まで）500単位／月 （月３回）750単位／月 （月４回以上）1,000単位／月

● **夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価** 特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】
イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合＋50単位／日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● **居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進** 住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位／月（体制加算）
・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に１回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位／回（月１回を限度）
・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

16

○自立生活援助サービス費の対象者の拡充です。同居家族の死亡等により急きょ一人暮らしをすることとなった者を加えることとしております。

○同行支援加算の見直しです。業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直しております。同行支援を評価していることで、加算の見直しをしております。

○夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価です。特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設しております。

・緊急時支援加算（Ⅰ）については、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

・緊急時支援加算（Ⅱ）については、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価するものです。

○居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進から、住宅施策との連携や体制強化について加算として評価しております。

・居住支援連携体制加算としましては、居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を構築し、月に１回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価をしております。

・地域居住支援体制強化推進加算ですが、住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価しております。

地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設しております。

・緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算しております。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援につきまして、１回当たり50単位をプラスしております。

自立生活援助、地域定着支援につきましては、１日当たり50単位をプラスしております。

・緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算しております。（緊急時の受入に限らない）。

短期入所には１日100単位をプラスしております。

（続く）

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

地区からの発信

山形県支部

「車椅子使用者用駐車施設のあり方に関するシンポジウム」の開催

開催趣旨

車椅子使用者が手動装置を使い社会参加出来る様になって約50年。

平成６年に施行されたハートビル法によって、『車椅子使用者用駐車施設』の設置が求められるようになりました。しかし目立たない事と周知徹底されないことで、その後も車椅子使用者は不正駐車に悩まされ続けてきました。

そんな状況から提案され、平成17年山形県条例の『望ましい基準』とされたのが「全面青色塗装」です。今では全国に広がり一定の効果はあっても不正駐車は相変わらずでした。

その後、佐賀県から始まったPP制度。今では40府県が導入し「誰がそこに停めて良いか」が特定されたのは良かったのですが、対象幅を広げ過ぎた事で又々3.5m幅を必要とする方が停められなくなりました。

この間、国交省ではこの問題に関し『普及・啓発活動』のみで、何ら具体的施策を講じてきていませんが、本年４月この件に関する検討会が開催されることが決定しました。

本シンポジウムは、この問題に関し発信し続けている障害当事者は勿論、この件を真剣に考えている有識者や法律家等に発表及び議論を頂き、検討会開催中に全脊連として国に提案する参考に出来ればと思います。

山形県支部で『全面青色塗装』の積極的且つ継続的活動を行っている事と、県条例化している山形県でシンポジウムを開催する事に意味があることを申し添えます。

全国脊髄損傷者連合会山形支部　　支部長　**中島　幸生**

出席者と出席依頼の理由

1．**高橋　儀平**氏
東洋大学名誉教授　国立競技場ユニバーサルデザイン・アドバイザー
理由：数多くの国のバリアフリー関係委員を務め、今年度から始まった『車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会』の委員長である。

2．**真鍋　英樹**氏
国土交通省総合政策局バリアフリー政策課課長
理由：政策立案担当課としての見解を聞く。

3．**山崎　泰広**氏
順天堂大学医学部非常勤講師、(株)アクセスプランニング　チーフコンサルタント
理由：アメリカで受傷。海外事情に詳しく佐賀県にPP制度を提案。

4．**阿部　一彦**氏
日本身体障害者団体連合会会長、東北福祉大学教授
理由：いろいろな障害会員を持つ日身連会長としての意見を聞く。

5．**菅原　崇**氏
弁護士法人TLEO虎ノ門法律事務所
理由：民有地である駐車施設とバリアフリー法についての見解を聞く。

6．**牧村　義和**氏
岐阜県健康福祉部地域福祉課　福祉人材対策鑑
理由：3.5m必要と2.5mでOKの２種類の利用証を作成。利用証の形も40府県で唯一違っている。経緯等を聞く。

7．**篠原　宏**氏
千葉県健康福祉部健康福祉指導課　地域福祉推進班班長
理由：導入が進んでいなかった首都圏の４都県で最初に導入された経緯を聞く。パーキングパーミット制度40府県目の導入。

8．**半谷　克弘**氏
全国脊髄損傷者連合会理事
理由：佐賀県でPP制度を始める前から地元で利用証制度を始めると共に、現在まで『車椅子使用者用駐車施設』の国による制度化を求め広く活動している。

9．**小林　光雄**氏
全国脊髄損傷者連合会理事　現在副代表
理由：『車椅子使用者用駐車施設』が平成17年に『全面青色』の山形県条例になってから中心的に活動を行っている。

車椅子用駐車場に関するさまざまな視点からの意見発表、今後への施設整備にむけて、山形県支部はもちろん、全脊連の活動が注目される。

シンポジウムの報告を含め、これらの課題に向かって情報発信していきたい。

編集後記で、このシンポジウムについてふれている。参考までに。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

石川県支部

石川県脊髄損傷者協会創立50周年記念大会

iPS移植で脊髄再生

完全損傷から運動機能回復

慶大・中村教授

慶応大医学部の中村雅也（整形外科学）は、完全に断裂したマウスの脊髄にiPS細胞由来の細胞を移植して再生し、運動機能を回復させることに成功した。断裂部に「足場」を築いた上で移植を行い、リハビリによって細胞再生を促す治療で、世界で初めての成果という。「もう一度歩きたい」と願う損傷者にとって、心強い希望の光となる。

マウス実験で世界初　金沢で紹介

中村教授は、24日に金沢市のホテル金沢で開かれた石川県脊髄損傷者協会創立50周年記念大会（北國新聞社後援）でオンライン講演し、最新の研究成果を発表した。

実験ではまず、損傷で生じた脊髄の空洞部に、ＨＧＦ（幹細胞増殖因子）と呼ばれる栄養因子を染み込ませたコラーゲンを注入する。これが細胞再生の「足場」となる。

足場によって、空洞部にあったかさぶた状の組織が縮小し、残された脊髄新たに血管ができてくる。 そうした「下地」ができた頃合いを見計らい、「種」であるiPS細胞由来の神経幹細胞を移植する。

その後リハビリを重ねると神経細胞が再生し、運動機能が回復した。回復の程度は、細胞移植だけを行ったケースよりも顕著だった。

中村教授は、脊髄の再生医療の考え方として「たくさんのピースが必要な挑戦だ。iPS細胞は大きなピースの一つだが、iPSだけで解決するわけではない」と述べ、幾つもの手段を組み合わせることが大事との認識を示した。

中村教授のオンライン講演に聞き入る参加者＝金沢市内のホテル

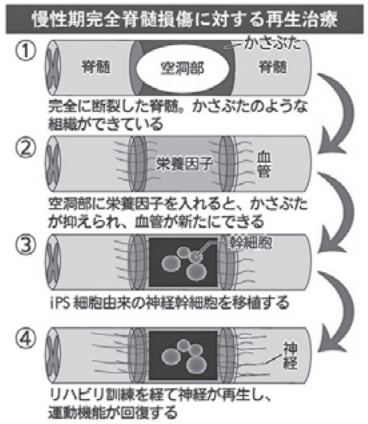

中村教授によると、断裂から時間がたった慢性期の完全脊髄損傷に対する治療で、運動機能が改善したとの報告は、世界でまだ誰も行っていない。金沢の会場で講演を聞いた全国脊髄損傷者連合会の大濱眞代表理事は「治療に新たな光をもたらす画期的な成果だ」と語った。

県協会50周年祝う

50周年記念大会では、石川県協会の田中弘幸会長と大濱氏があいさつ、来賓の谷本正憲知事、協会顧問の米澤賢司県議が祝辞を述べた。小村栄一、専能誠一の両氏に感謝状が贈呈され、中村教授の講演後にはパネル討論が行われた。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

第9回『世界は開いているから仕方がない』村山 哲也

治りたいか（1） せっかくやってきたこの障害世界だから。

脊髄損傷によって障害を得たみなさんにとって、それは中途障害のケースがほとんどでしょう。多くの脊損者は、怪我する前、障害のことなんか考えたこともなかった日々のことをよく覚えているものです。

だから、治りたい。

もう一度、自分の足で立ち上がりたい、歩きたい。ゴルフをしたい。山登りがしたい。スキーもしたい。なにより、子どもや孫と一緒に走り回って遊びたい。

自分の手で本のページをめくりたい。せめて食事は他人の世話にならずに、自分で箸を使って食べたい。せめてこの指でコップをつかめたらどんなにいいか。

ボタンつきの服をさらっと気楽に着たい。トイレを誰の力も借りずに済ませたい。風呂も、気楽に入りたい。

呼吸器の助けを借りずに生活したい。咳やクシャミを思いっきりしたい。行きたいときに行きたいところに自由に行きたい。前みたいに。怪我をする、前と同じに。

自分の足で立って歩く。以前は、何も考えずにできたことが、突然できなくなる。ほんのちょっとの段差が登れない。それはとっても情けない。

怪我って、障害って、つらいことですよね。治りたい、と思うのは当たり前。だから、前向きに努力する。一生懸命リハビリに取り組んでいる方もおられるでしょう。

ＮＰＯ法人日本せきずい基金（JSCF/http://jscf.org/about/index.html）が再生医療研究の最新情報について専門家を招聘し、毎年開催しているシンポジウムの名前は《Walk Again》、日本語で「再び歩け」となります。

そのシンポジウムでも取り上げられているように、近年は再生医療の進歩によって、脊髄の再生も近い将来可能になることが期待されています。実際に、いくつかの臨床試験がすでに始まっていて、例えば連載仲間、お隣の渋谷真子さんも頑張っている。多くの脊損者がその結果に注目しています。私も、いいニュースが届くのがとても楽しみ。

でも、おそらく私自身がそんな新しい治療法の恩恵を受けることは難しいだろうと思っています。事故から７年を越え、足も細くなりました。もし、これから治療を受けて、もし神経がつながったら……、リハビリは大変だろうなぁ。きっとすごく痛いだろうし、時間もかなりかかるだろうなぁ（もちろん、費用だって気になります）。

そんな膨大なエネルギー、時間、費用を「治る」ために使うか、それとも他のことに使うかの判断は、もちろん人それぞれ、千差万別、正しい答えなんか、ない。

そして、私の場合、自分は本当に治りたいのかな？って思うことがあるのです。

もちろん、前のように自由に動き回れたら楽しいでしょう。でも、もしもう一度歩けるようになったら、再び健常者になったら、……おそらく私は障害を得て車イス者として暮らした日々のことを、かなり懐かしく思うでしょう。今、障害世界の住民であり、そしてそこから脱出してしまうことを惜しむような気持ちが、私にはあるのです。そんなふうに思う人、読者にもおられるかなぁ？

むしろ、このまま障害者としてやがてくる最後の日を迎えようと思う。それは、おそらく、私の障害がたいしたことないものだからかもしれません。もっと重度の障害を抱える人たちからすれば、私の思っていることは、お気楽だ。単に、自分の障害が切実なレベルに達していないだけだ。そんなお叱りを受けるかも（続く）。

東アフリカの小国、ルワンダの小学校で。ふと交わる真っ直ぐな視線に、ドキッとするのでした。2014年（本文とは関係ありません）

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

連　載

火傷の経過報告

渋谷　真子

前回の記事では火傷を負った報告をさせて頂きました。
今回は写真と共に皮膚の状況と治療方法をお伝えしていきたいと思います。

●受傷直後のお風呂から出た時の写真

脚を湯船から上げた時には
皮がズルムケになり、
足の甲には色んな箇所に
水膨れが出来て腫れ上がっていた。

●入院１日目

膝下の熱傷は一番ひどい箇所で深達性Ⅱ度熱傷
しかし、
火傷の熱傷レベルは１週間位たたないと
進行していく可能性もあり、
判断が出来ないとのこと。
毎日奇麗に洗い、フィブラストという薬と
アズノール軟膏を塗った厚手のガーゼを
巻いていた。

患部を触られた後は、毎回寒さで震えが２～３時間位止まらない。治った後は40度近い熱が出る。それが約２週間は続いていた。

●受傷から約１週間

早いところでは真皮が張ってきた。
最終診断も深達性Ⅱ度熱傷で皮膚移植はしなくても済んだ。
治療は変わらずに、毎日お風呂に入って
泡石鹸で洗い、
フィブラストとアズノール軟膏を塗ったガーゼを巻く。
感染症はなかったが、
ずっと横になっていた影響で軽度の肺炎になり
点滴プラス時間で３回抗生剤を入れていた。

日本海病院の初の試みとして、皮膚の熱傷レベルをもっと視覚的にわかりやすくするために、点滴から緑色の特殊な液を入れて（体に害はない）外部から足に特殊な機械を使って光を当てる事で、血液の流れが可視化できる物だった。

これをする事で血管の損傷レベルから皮膚の損傷レベルを判断出来るとの事。

病院の良し悪しや相性はありますが、こんな風に新しいことを取り入れ少しでも適切な早い診断を出せるのか。という事にチャレンジしてくれた日本海病院の形成外科には感謝しております。

受傷から３週間後に退院をしました。まだ入院していてもいいレベルではありましたが、熱も37度５分まで下がり、点滴も外れ、朝の処置が終わればすることもなかったために１週間ごとの経過観察をするという事で退院を承諾してもらいました。

退院する頃にはフィブラストはなくなり、アズノール軟膏で保護しながら皮膚の再生を待つばかりの処理になりました。

皮膚再生に必要な栄養分を自分で調べ、先生や栄養士に摂取することを了承してもらい、アミノ酸をより効率よく取れるEAAという粉末を摂取していたおかげか、下半身麻痺の人にしては通常と同じ早さで火傷が治ってきているということでした。次回は跡をいかに消すか。という事でお話していきます。

●退院直後受傷３週間後

●受傷から１ヶ月後

●受傷から２ヶ月後

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

熊本県支部　松川氏からの提案

●バリアフリートイレの腰掛け便座を、斜め45度で設置

現行の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」のp62から抜粋

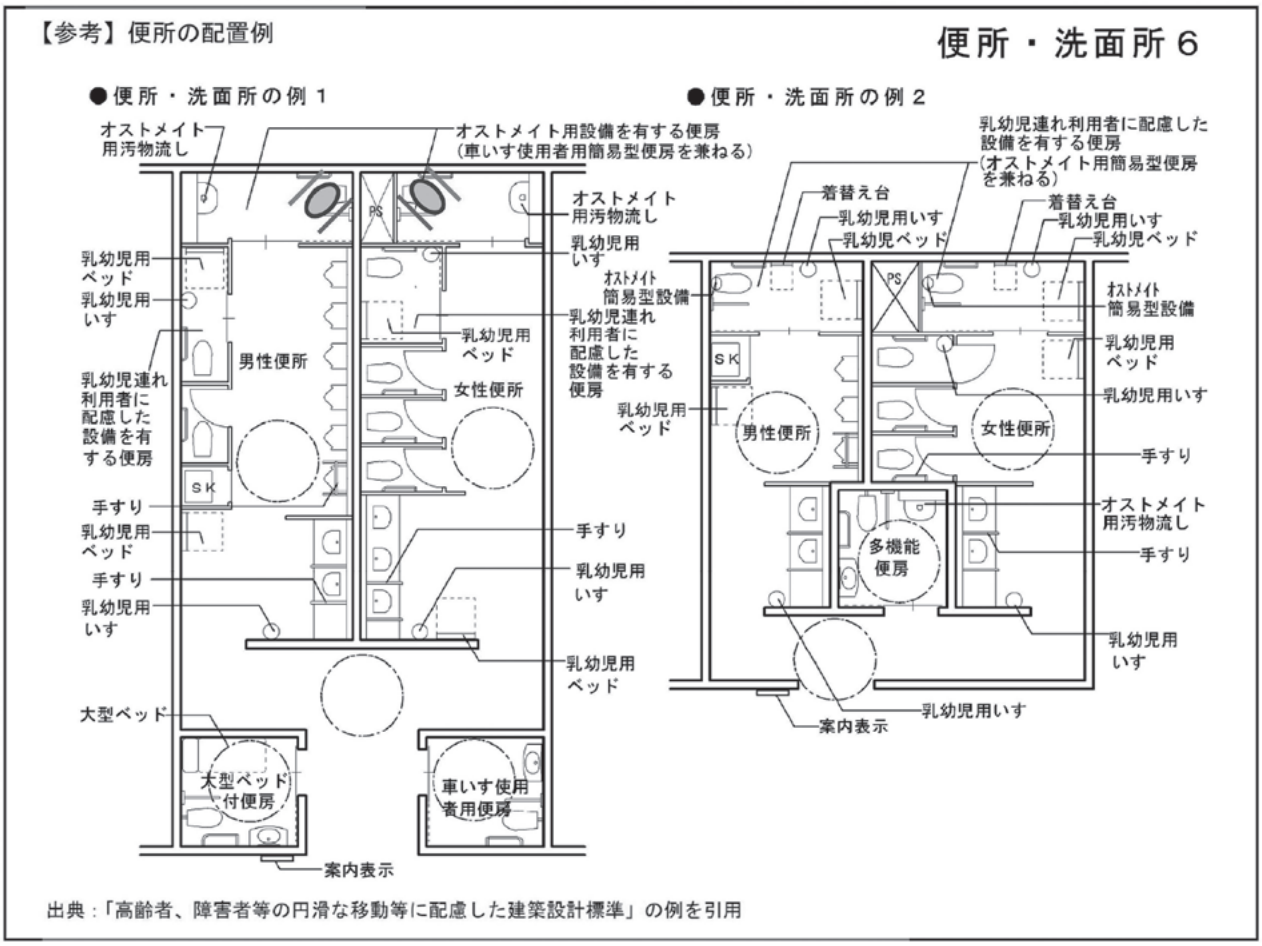

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の例を引用

09/30木の国交省都市局の説明資料のp28から抜粋

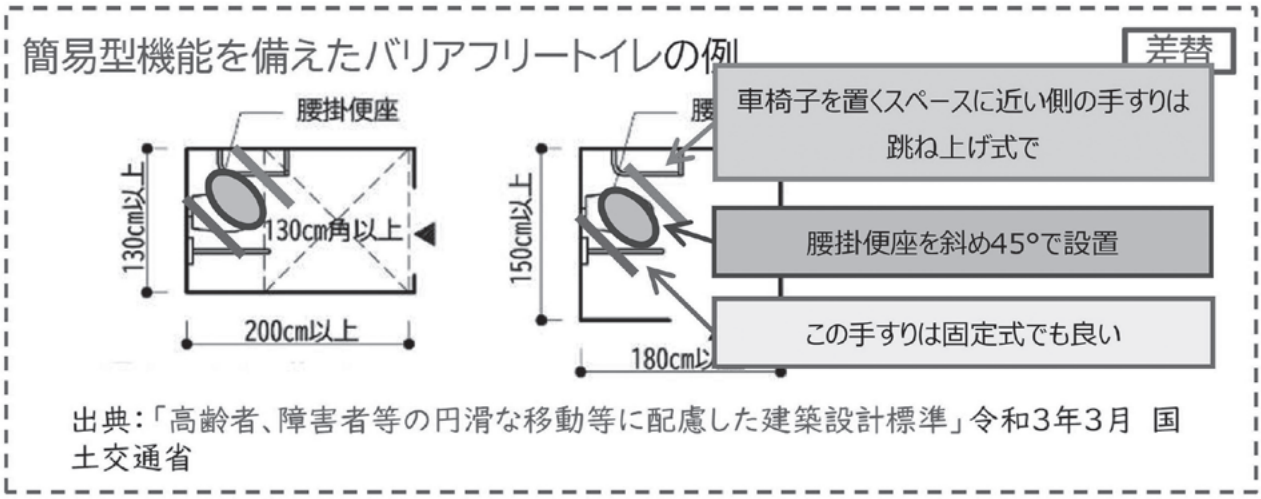

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」令和3年3月 国土交通省

災害時のトイレ

多様な視点で増やそう

災害は日常を奪う。その変化を少しでも和らげ、命をつなぐために欠かせないのが備蓄である。

水や食料は３日分が必要とされてきた。しかし最近は、「可能であれば１週間分」を用意することが推奨されている。

「国難」とも形容される首都直下地震や南海トラフ巨大地震が現実となれば、ライフラインやサプライチェーンの寸断が長期化しかねないからだ。近年の大規模災害の教訓も踏まえれば、家庭や職場での十分な備蓄は当然と言えよう。

その際、食料以上に重要でありながら抜け落ちがちなのは、トイレのことである。

避難所などでトイレの環境が劣悪になると、排せつだけでなく水分補給が減り、健康を害する。持病の悪化を招き、命に直結しかねない。

「世界トイレの日」というものがある。この機会を捉え、関係団体が各種の啓発を行っているのは、そうした問題意識に基づくものだ。

NPO法人「日本トイレ研究所」は「災害時、水洗トイレは使えない」と記したポスターを作製し、自治体とともに周知を図っている。

下水道管などが損傷すると、汚物を流せなくなる恐れがある。そのため、凝固剤が入ったトイレパックなどの備蓄を呼び掛けている。一日の利用回数や家族構成などを踏まえると、確保すべき量はかなり多くなると心得ておくべきだろう。

もちろん、災害時のトイレの問題はこうした自助だけで解決されるものではない。使いにくい仮設トイレが中心となりがちな避難所などの環境改善をいかに図るかが、行政の役割として問われていよう。

注目されるのは、移動可能なけん引き式のトイレを自治体が導入し、災害時に派遣しあうプロジェクトである。ソーラーパネルを備えており、房総を中心に記録的な暴風被害に見舞われた2019年の台風15号などで派遣実績がある。公助と共助を組み合わせた好例と言えよう。

この取り組みが示すのは、災害時の対応を日常の延長線上と位置付ける視点の大切さだ。輪が広がれば、それぞれの負担は小さくなる。自助の意識を高める効果もあろう。

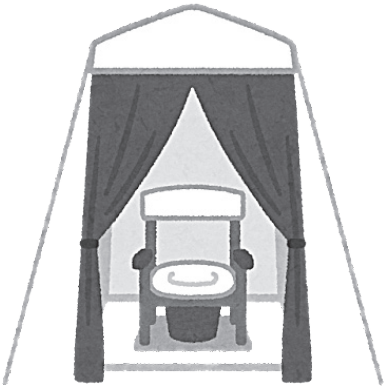

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

閉じ込め　どう備え

首都圏震度５強でエレベーター停止

救出訓練のマンションも

地震時に停止するエレベーターの閉じ込めにどう備えるか。夜に首都圏で震度５強を観測したマグニチュード（M）5.9の地震は、マンション住民やオフィスビルの関係者にそんな課題を突き付けた。国土交通省によると、同地震で停止したエレベーターは約７万９千台。利用者が閉じ込められるトラブルは29件にとどまったが、日中の地震や揺れがより強い場合は深刻化し、保守会社や消防などによる救出作業は難航する可能性が高い。そうした事態を見据え、住民主体で救出訓練に取り組むマンションもある。

■不安を解消

「大丈夫ですか？これから開けますので、後ろに下がってください」。災害対策研究会事務局長の釜石徹さんが、乗っている人に向かって呼び掛けた。

電源を落としたエレベーターのかごが、マンションのフロアより数十㌢高い状態で止まっていた。釜石さんは保守会社や他の住民と協力し、専用の解錠具を使って外から戸を開け、中の人を助け出した。「保守会社に早く連絡することが基本。転落の危険もあり住民がエレベーターを動かすことはできないが、万が一の事態に備えて助ける方法を学んでおき、一緒に対応できる人を増やしたい」

東京都大田区の10階建てマンションで、管理組合の取り組みとして行われた救出訓練。「マンション防災士」として活動する釜石さんは自身の居住物件で2010年から、住民有志と訓練を重ねている。定期点検に合わせ、閉じ込められた住民の不安を解消する声掛けや解錠の方法、戸を開ける際の注意点とともに、「してはいけない行為」を保守会社の担当者から学び、いざの際の手順を確かめている。現在の居住者で参加経験があるのは「20人近く」という。

■着床前に…

千葉県北西部を震源とする７日夜の地震で、大田区は震度５弱を観測。釜石さんの住むマンションで閉じ込めはなかったが、エレベーターは停止した。

地震のＰ波（初期微動）を検知後、最寄り階に着床し、扉を開放する装置が正常に機能したためとみられるが、釜石さんはより深刻なケースを念頭に置く。「（震源が近いＭ７級の）首都直下地震が現実となればエレベーターが着床する前に強い揺れが来て、停止してしまう。あちこちで閉じ込めが起き、誰も助けに来てくれないだろう。だからこそ、自分たちで救出できるように準備しておく必要があるのではないか」

政府による首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、１万７千人余りが閉じ込められる。救出には少なくとも半日以上を要し、高齢者らの命が危険にさらされるほか、夏場では熱中症で死者の出る恐れがあるとしている。

停止時に駆け付ける保守会社は、現場が多数に上る場合は原則として病院や福祉施設などを優先する。その一方、ロープやケーブルが引っ掛かるなどエレベーターの設備が損傷し、古いタイプが落下して人的被害が生じる危険性も指摘されている。

■火災が優先

近年、エレベーターの閉じ込めが大きな注目を集めたのは、2018年６月の大阪北部地震（M6.1）だ。

国土交通省の集計では、約６万３千台が停止し、346件の閉じ込めが発生。９割近くが３時間以内に救出されたが、最長で約５時間半を要したとされる。原因として渋滞による作業員到着の遅れなどが挙げられている。最大震度は６弱、地震発生は平日の午前８時前だった。

一方、今回の地震で閉じ込めによる大きな

混乱がなかったのは、震度５強の範囲が限定的だった上、発生が午後10時40分過ぎで、乗っていた人が少なかったことが一因とみられる。

国交省に報告された閉じ込めは、東京、神奈川、千葉、埼玉の１都３県で計29件あり、神奈川は４件だった。このうち川崎市消防局では、中原区と高津区のマンションから寄せられた計２件の救助要請に対応。救助隊が保守会社と協力するなどし、どちらも20分余りで救出を完了した。ただ、消防関係者によると「大地震の際は火災対応を優先することになる」という。

釜石さんは「エレベーターの停止自体は問題ではなく、利用者はしばらく我慢するしかない。しかし、閉じ込めは命に直結しかねないだけに、今回の地震を機に真剣に対応を考えてほしい」と訴える。

自助のヒント

○エレベーターの地震対策

エレベーターの閉じ込め対策として2009年９月から、Ｐ波（初期微動）を感知してＳ波（主要動）の到達前に最寄り階に着床する地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。それ以前のタイプは義務付けの対象外だが、設置の補助制度を設けている自治体もある。日本エレベーター協会はウェブサイトで、利用中に地震に遭遇したら①全ての行き先階ボタンを押す②インターホンで外部に連絡する―といった対応を求める一方、地震時の避難には利用せず、安全が確認されるまでは使わないよう注意喚起している。

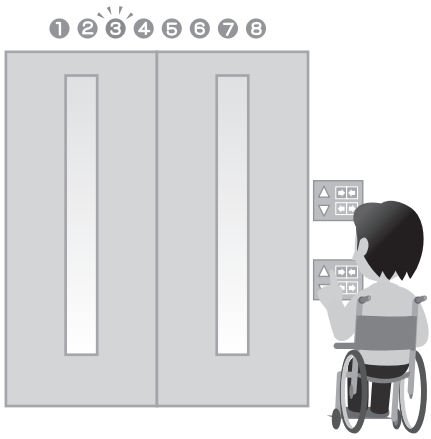

事前避難の導入検討

日本海溝・千島海溝地震

政府、専門家委設置へ

政府の中央防災会議が、北海道や東北の沿岸部で大きな被害が想定される日本海溝・千島海溝地震の可能性が高まった場合に、事前避難を呼び掛ける「臨時情報」の導入を検討していることが分かった。近く専門家による検討委員会を立ち上げる。地震の被害想定や、被害を抑える対策の報告書に反映させる考えだ。報告書は今夏の発表を予定していたが、秋以降にずれ込む見通し。

臨時情報は、南海トラフ巨大地震への対策で運用されている。南海トラフ沿いの東側で地震が発生し、西側でも続発する可能性が高まった場合や、前震とみられる地震が発生した場合などに気象庁が発表。危険性が高いケースでは、住民に１週間程度の事前避難を求める。

中央防災会議の作業部会では、専門家から、日本海溝・千島海溝地震でも、同様の対応を求める意見が上がっていた。内閣府は近く、有識者らの検討委員会を設置。臨時情報の必要性や発表基準などを協議する。

ただ、日本海溝・千島海溝地震は、南海トラフ巨大地震と比べて過去の発生状況など詳しく分かっていない部分が多い。避難しても地震が起きない「空振り」の可能性もあり、臨時情報の導入には課題も多そうだ。

日本海溝・千島海溝地震を巡っては、中央防災会議が2020年４月、地震や津波の想定を発表。北海道、岩手の沿岸部では高さ約30㍍の津波が到来するとされた。当初、被害想定も20年度内に公表予定だったが、寒冷地で避難する難しさなどの検討に時間を要し、今夏に延期していた。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

「ヘルプ」印で迅速支援

障害者用ベスト避難所導入

災害時の避難所で障害者を迅速に見分けて手助けができるように、秦野市は、不織布製のヘルプマーク付き防災ベストを市内の避難所に導入した。必要な支援を書き込むスペースもあり、「見える化」することで理解やサポートを受けやすくする狙いがある。

防災ベストは、両面の中央部にヘルプマークが印字され、「耳が聞こえません」「ゆっくり話してください」など障害者が知ってほしい状況を書き込むスペースがある。市障害福祉課によると、価格もプラスチック製より安価で、汚れた場合は使い捨てもでき、衛生面にも利点がある。

障害者手帳や福祉手帳、療育手帳を所持している人がベストを着用できる。市内23避難所に20枚ずつ配置したほか、災害時に避難所へ安心して移動できるよう同課窓口や地域生活支援センター「ぱれっとはだの」（同市本町）、市社会福祉協議会（同市緑町）で事前配布もしている。

同課は「災害弱者の障害者に、避難所でも安心して支援を受けられることを知ってほしい。いざというときはためらわずに避難してほしい」と話している。

ヘルプ印付ベスト

気温４度上昇で豪雨２倍

今世紀末の気候変動予測

気象庁と文部科学省は昨年12月、地球温暖化により今世紀末に想定される日本の気候変動をまとめた。暑さが厳しくなるだけでなく、台風は強まり、集中豪雨も増えると予想。実際に、温暖化の要因とされる温室効果ガスの大気中の濃度は年々増加しており、災害を引き起こすリスクは高まっている。

温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」は、産業革命前と比べた世界全体の気温上昇を「２度未満」に抑えることを目指す。これに対して気象庁などは、協定が達成されずに温暖化が進み、世界の平均気温が４度上昇した将来についても想定を示し、20世紀末や現在の日本の気候と比較した。

結果によると、年平均気温の上昇は約4.5度で、猛暑日（最高気温35度以上）の年間日数は約19.1日増える。１時間に50㍉以上の非常に激しい雨が降る頻度は約2.3倍に。その一方で、年間降水量には大きな変化がないとされており、雨が降る際は集中豪雨になる恐れがある。

海面水温が上昇することで台風のエネルギーとなる水蒸気が供給されやすくなり、最大風速が54㍍以上の猛烈な台風が発生する可能性も高くなる。さらに、日本沿岸部の平均海面水位も約71㌢上昇するとみられ、高波や高潮による浸水害が増えそうだ。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は今年８月、2019年における温室効果ガスである二酸化炭素（CO_2）の大気中の量が、産業革命前に比べて47％増えたと報告。気象庁によると、日本の平均気温はこの100年当たりで1.26度上昇し、温暖化は確実に広がっている。

被災者と行政 どうつなぐ

熱海の町内会長、役割模索

大規模土石流に見舞われた静岡県熱海市伊豆山の浜地区で町内会長を務める千葉誠一さん（74）は、自宅に土砂が押し寄せながらも集会所に詰め、行政と被災者の調整役を続けた。今回の経験から、災害時の町内会の在り方を巡り、従来の枠にとらわれない新しい仕組みが必要だと考える。

土石流発生前日の２日午前10時、市は５段階ある避難情報でレベル３に当たる「高齢者等避難」を発令。町内会長３年目の千葉さんは地区の集会所で一晩住民を待ったが、結局誰も来なかった。

翌朝帰宅すると、ゴロゴロと大きな音がした。外に出ると自宅前にある国道の半分以上が土砂で埋まっていた。細かい雨が降る中、片側通行のための交通整理を始めた。

危険だからやめようと声が上がり、通行止めにした直後。土のしぶきが頭を飛び越え、ビルの壁にぶつかった。「まずい」。迫る「たかさ２、３㍍の土の壁」から必死で逃げた。土砂は自宅ガレージのシャッターを突き破り中に入り込んだ。

千葉さんは、妻に先立たれ１人暮らし。着の身着のまま集会所に避難した。町内会長という使命感から集会所では、市などと食料配布やごみ出しの方法などを調整、住民に伝えた。捜索隊が土砂を取り除いた４日目にようやく自宅に戻れたが調整役を続け、発生後１週間は自宅を片付ける間もなかった。

「たまたま自分はできる状況だったが、もし役員が誰もやれなかったら、誰が地域をまとめるのか」と危機感を覚える。今後は役員とは別に、災害時に協力してくれる住民を募り、リスト化するつもりだ。

「景色は大きく変わり、引っ越す人もいるだろう」と心配する。住民の高齢化や、町内会への参加率の低さも目立つ。災害で改めて浮き彫りとなった地域の課題の解決に取り組むつもりだ。

「流域治水」法案を閣議決定

水害防止へ建築規制

政府は２日、まち全体で水害を防ぐ「流域治水」関連法案を閣議決定した。浸水リスクが高い場所への住宅、高齢者施設の建築は許可制を導入。安全な地域への集団移転支援を強化し、中小の河川でも洪水ハザードマップ（避難地図）を作る。水はけが悪くなった都市部の浸水対策として、緑地を保全する仕組みも盛り込んだ。

気候変動の影響で、今世紀末の洪水発生頻度は20世紀末の２倍に増えると試算されている。ダムや堤防だけに頼らず、土地の利用規制や避難体制の拡充に取り組み、被害を軽減する。

建築を許可制とするのは　①川幅が狭い②本流と支流の合流部―など氾濫しやすい河川周辺で、都道府県知事が指定する区域。新築時に居室の高さ、強度をチェックする。

都市計画法に基づき、街づくりのルールを定めた「地区計画」がある場合は、浸水想定区域に家を建てるなどの際、敷地のかさ上げといった対策を義務付ける。

集団移転は、移転先となる住宅団地の造成、道路整備などの費用を国が補助している。法改正で支援対象の区域を広げるほか、人員に余裕がない市町村に代わって都市再生機構（UR）が事業を行えるようにする。

浸水想定区域の設定や、避難ルートなどを示すハザードマップはこれまで大きな河川が対象だったが、都道府県管理の中小河川に拡大。住民に危険を周知する。

緑地は雨水を地中に浸透させる効果があり、浸水被害軽減に役立つ緑地を開発制限の対象に加える。高齢者施設などの避難体制が不十分な場合、地元自治体が施設管理者に助言、勧告する仕組みをも整備する。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.12.15 SSKP 通巻第7795号

万華鏡 31 大航海時代

千葉県支部 出口 臥龍

コロンブスはアメリカ大陸を発見した偉大な英雄だ、と教わったのは、小学校上級か中学校だった。以来、コロンブス伝説なるものを疑ったことはない。ヨーロッパとアジアは陸続きだから、大西洋を西に進めば、かならずインドに着くと彼は確信した。発見した陸地をインドに違いないと思い、原住民をインディアンと呼んだ。うぶな原住民は、金、宝石などを供出して一行をもてなした。1492年だった◆スペイン国王の喜ぶまいことか。コロンブスのパトロンはスペイン国王だった。二次、三次の遠征隊を出した。潤うに従いコロンブスも貪欲になった。英雄が盗賊と化した。財宝を強奪し、婦女子を凌辱し、男は奴隷として連れ帰った。ポルトガル、スペインを筆頭に、ヨーロッパ列強による未開発地の植民地化が進む。世界のぶんどり合戦だ。大航海時代と称されるが、15世紀のこの時代をもって、世界は大きく変わった◆時あたかも日本は室町時代。足利幕府は日明貿易で利益を上げた。応仁の乱を終え、戦国時代に突き進んでいく。およそ60年後には、織田信長が桶狭間の合戦で今川勢を破り、頭角を現す。さらに308年後、黄金の国ジパングをイギリス、フランス、オランダ、アメリカが包囲した。危うく日本は列強の植民地になるところだった。明治維新である。

災害支援金への募金のお願い

近年、多様な自然災害が全国各地で多発しています。そのような事案に遭遇した全脊連会員へ生活支援等に即応すべく支援金の存在は心強いものです。その準備のために平時から募金活動を継続したいと思います。厳正に別会計として管理し公開してまいります。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

大規模災害発生時には、従来からの特定募金を実施したいと思います。

日頃より、防災意識の向上に心がけましょう。

〔記〕

【お振込先】

郵便振替は……００１１０－２－１７００７６

加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

※　通信欄に「災害支援金」とご記載ください。

組織部報告12月

●新入会員

千葉県支部 小倉広子
東京都支部 蓮沼 毅
福井県支部 森本展広
大阪府支部 山口延久
鹿児島県支部 村野克共

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

青森県支部 才神清吾 様

福井県支部 吉長武朗 様

＜編集後記＞

私たち車いすユーザーにとって、一日も早く解決して欲しい駐車場問題。

今年度から「車椅子使用者用駐車施設等のあり方検討会」が開催されている。先の「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」では47都道府県の足並みが揃わなかったことや、不正利用者に対する罰則制度については、国民の理解が３割程度しか得られていない等の理由で、これといった解決策が見いだせないまま閉会した。山形県支部では、11月６日（土）、今回のあり方検討会に先立って、同名のシンポジウムを開催した。目的は、あり方検討会とは別分野の有識者から意見を聞くことである。基調報告として、山形県支部顧問の小林光雄氏から「山形県及び山形県支部の取り組み紹介他」の報告、私は「車椅子使用者用駐車施設の歴史と現状および課題」について説明した。本部からは大濱代表理事、安藤事務局長に参加していただき、コーディネーターとして、東洋大学名誉教授の髙橋儀平先生、シンポジストとして、国土交通省バリアフリー政策課課長補佐 山尾耕平氏、日身連会長 阿部一彦氏、順天堂大学医学部非常勤講師 山崎泰広氏、全脊連顧問弁護士 菅原　崇氏、千葉県地域福祉推進班長 篠原　宏氏、岐阜県福祉人材対策監 牧村義和氏、そして私、半谷克弘の７名、その他全脊連理事や支部長等にはZOOMで傍聴参加していただいた。あり方検討会の主催者である山尾耕平氏には現場の切実な状況を訴えた結果、かなり有意義な前向きの見解を得ることができた。（谷）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

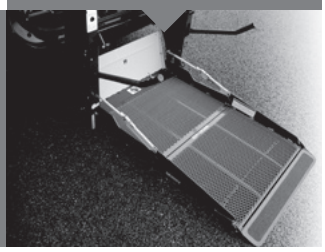

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年十二月十五日発行　SSKP　通巻第7795号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
（公社）全国脊髄損傷者連合会
発行人　東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷